**市職員を募集します**

**問い合わせ　人財育成課人事担当　23-5027**

　令和2年4月1日採用の大崎市職員を募集します。

　一次試験日は、7月28日です。

**上級試験（大学卒程度）**

**■職種・募集人員**

・行政　10人程度

・土木　若干名

・建築　若干名

・保健師　若干名

・学芸員（埋蔵文化財）　若干名

**■受験資格**

・共通事項

　次のいずれかの人

昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人

平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人、または令和2年3月までに卒業する見込みがある人

・保健師

　共通事項に加え、保健師の資格を有する人、または令和2年3月末までに資格を取得する見込みがある人

・学芸員

　共通事項に加え、学校教育法による大学（大学院を含み、短期大学を除く）で考古学を専攻し、学芸員の資格を有する人、または令和2年3月までに資格を取得する見込みがある人

**中級試験（短大卒程度）**

■職種・募集人員

・幼稚園教諭兼保育士　若干名

・歯科衛生士　若干名

■受験資格

・幼稚園教諭兼保育士

　平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する人、または令和2年3月末までに両方の資格を取得する見込みがある人

・歯科衛生士

　昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、歯科衛生士の資格を有する人、または令和2年3月末までに資格を取得する見込みがある人

**申込手続き（共通事項）**

■受験申込書の請求先

　受験申込書は、人財育成課または各総合支所地域振興課で配布します。

　郵送で請求する場合は、140円分の切手を貼った返信用封筒（角型二号）に郵便番号、住所、氏名を記入し同封してください。

■申込方法

　受験申込書（写真貼付）と受験票（62円切手貼付）に必要事項を記入し、持参または簡易書留郵便などの確実な方法で提出してください。

■送付先

〒989─6188

大崎市古川七日町1番1号

人財育成課人事担当

■受付期間（土・日曜日除く）

　6月18日17時15分まで（必着）

※当日消印有効ではないので注意してください。

**選挙の期日前投票立会人を募集します**

**問い合わせ 選挙管理委員会事務局　23-9124**

　第25回参議院議員通常選挙（7月21日執行見込）の期日前投票立会人を募集します。

　立会人には、投票所で投票に立会い、投票事務が公正に行われているか確認をしていただきます。申込書や募集要項は、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/13,30207,44,html）に掲載しています。

■期間

　7月5日～20日　8時30分～20時

※前半（8時30分から14時15分まで）、後半（14時15分から20時まで）の、半日交代の従事も可能です。

■場所

　市内の期日前投票所計7カ所（大崎市役所本庁舎北会議室および各総合支所）

■対象

　大崎市に住所を有し、40歳未満で選挙権のある人

■定員

　1つの期日前投票所につき、1日あたり2人まで

※半日交代で従事する場合は4人までとなります。

■報酬

　1日につき9500円（所得税の源泉徴収あり）を支給

※半日交代で従事した場合は半額を支給します。

■申込方法

　選挙管理委員会事務局窓口、または市ウェブサイトにある申込書に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで、6月7日17時まで選挙管理委員会事務局に申し込み

■申込先

〒９８９―６１８８

大崎市古川七日町1番1号

選挙管理委員会事務局

ファクス：23-9979

Ｅメール：senkyo@city.osaki.miyagi.jp

**市の花・木・鳥と市民歌の普及事業に補助金を交付します**

**問い合わせ　政策課行政改革担当 23-2129**

　市の花・木・鳥および市民歌の普及を目的に、市民、まちづくり協議会・住民団体・企業、特定非営利活動法人などが行う事業に対し補助金を交付します。

■対象事業

リーフレットの製作や啓発コーナーの整備などを行う事業

シンポジウムやセミナー、市民フォーラムなどの事業

環境の保全・保護活動

合唱や演奏などを通じて、多くの市民が市民歌に親しみ、学び、伝承する事業

市民団体や市などが行う、普及事業や関連イベント情報などの一元化、情報発信を行う事業

そのほか、普及啓発の状況が認められる事業

■対象経費

事業実施のために雇用した人の賃金

講師や専門家、出演者などへの謝礼金

講師や専門家、出演者などの交通費と宿泊費

消耗品・印刷製本の費用

郵便切手・広告・保険料などの費用

会場設営の費用

会場使用料・機械器具の賃貸料など

そのほか、市長が特に必要と認める経費

※飲食費や団体などの運営に関する経費、事業を実施する構成員への謝礼など、適当と認められない経費は補助金の交付対象外です。

■補助額

　補助対象経費を合算した額に補助率2分の1を乗じて得た額（限度額30万円）

■申込

　政策課または各総合支所地域振興課で配布する申請書に関係書類を添えて、政策課行政改革担当に提出

※申請書は、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,19427,25,406,html）に掲載しています。

**『ささ結』ブランド認証に新たな基準（世界農業遺産ブランド認証）が加わります**

**問い合わせ 農林振興課農業経営・水田農業担当 23-7090**

　本市の『ささ結』ブランド認証の基準に、5月1日からスタートした、「豊饒の大地『大崎耕土』世界農業遺産ブランド認証」を受けていることを追加します。

　世界農業遺産ブランド認証の手続きは、6月28日まで、大崎地域世界農業遺産推進協議会事務局（大崎市産業経済部世界農業遺産推進課内）へ申請してください。

『ささ結』ブランド認証の基準

|  |  |
| --- | --- |
| 現在の認証基準 | ■当該年度に生産された、次の項目に該当する米①環境に配慮した生産（いずれか一つ）・日本農林規格（有機JAS）の有機農産物　・みやぎの環境にやさしい農産物認証制度の認証農産物・市内のJA古川、JAみどりの、JAいわでやまによる環境保全米②食味を重視した生産・土づくりを重視し、追肥をせず、市が定める食味分析計により、玄米タンパク含有率が6．5％以内（15％水分換算）であること |
| 追加の認証基準 | ■「豊饒の大地『大崎耕土』世界農業遺産ブランド認証」を受けた米※ブランド認証の品種名は「東北194号」です。※市内のJA出荷販売米の手続き（『ささ結』ブランド認証含む）は、各JAが生産者分をまとめて申請します。 |

**高齢者の住宅改修費を補助します**

**問い合わせ　高齢介護課介護給付係　23-6125**

　要介護または要支援認定を受けていない65歳以上の市民に、手すりの取り付けなどの住宅改修にかかる費用を補助します。

　着工前に申請が必要です。

■支給要件

　次のすべてを満たすこと

世帯員全員の住民税が非課税であること

ほかの制度などを活用して住宅改修を実施していないこと

■支給基準

　対象経費の9割（最大18万円）

■住宅改修の種類

手すりの取り付け

段差の解消

床材の変更

引き戸などへの扉の取り替え

洋式便器などへの取り替え

付帯して必要となる住宅改修

※詳しくはお問い合わせくだ さい。